

等神勤し來れる處、明治二年神佛混淆御廢止に付き、佛像・佛器等を取除き、權現號を廢止し、社僧出雲寺を復飾せしめ神職となし、社地の經界を立て、一般の神社となし、神職へ引渡され、同五年十一月村社に列し、初めて祠掌を補任せられ、同七年六月更に尾崎神社と改稱ありといへども、元城地郭内の社地なるを以て、陸軍省より申立の次第有之由にて、遂に社殿移轉の事と成り、同九年十月十三日元社地の後、地の麓なる舊算用場の地内を替地と定め打渡さる。同年十二月七日氏子共の願に依つて郷社に列せられ、同十一年七月三日神靈を假殿へ移し、社殿取毀方に取掛りける處、同月六日陸軍省より移轉料として金六百圓下げ渡され、同年九月社殿移轉造營落成し、同月廿八日神靈を遷宮なして遷座式を執行しける。按ずるに、寛永廿九年九月城内の社地に遷宮ありしより、明治十一年九月社地移轉遷宮に至り、年曆凡そ二百三十六年に成れりとぞ云々。

○武佐廣濟寺舊地

其の地は、今尾崎神社の地也。舊傳に云ふ。往古武佐廣濟寺は尾山本源寺の御堂坊主にて、山科より差下したり。其

の舊地は舊藩算用場の地邊なりといへり。然るに明治十一年の夏尾崎神社移轉に付き、今の社地を平均せしに、土中より阿彌陀の畫像六幅掘り出せり。是は即ち廣濟寺の遺佛なるべしといへり。西町口は本源寺の門前なりしゆゑに、下道場をば此の地邊に置きたるならんか。廣濟寺の來歴は御小人町の條に載す。

○算用場跡

算用場は舊藩の收稅出納の役所なり。故に廢藩の際、暫時民政寮と改稱すといへども、置縣の後廢止せられたり。按ずるに、算用場の名目は豐太閤以來ありしといへり。大坂城責の時既に算用丸の名見たり。去れば吾が藩祖利家卿以來算用場の稱ありしかど、其の起原は詳ならず。湯淺祇庸の藩國官職通考に、算用場奉行は三輪志摩・稻葉左近、元和年中より勤之と云ふ。又津田勘兵衛重次も元和二年勤之、寛永十五年奥村源左衛門・宮城采女・脇田九兵衛・青木助丞勤之と云々。平次按ずるに、算用場の名目は元和元年十一月七日代官口米等定書に、御算用場衆と見ゆ、寛永四年士帳に、御算用場御用人瀧川四兵衛の名あり。此の頃の算用

場は何れの地にありたりけん。寛永十四年三月本多安房守・横山山城守兩名の定書に、當地新御算用場に而指引相究候餘銀請取置、御帳相添一年切に御納戸の銀子可指上由、度々因幡・大膳・河内より御算用場の書狀可遣事。又右餘銀算用帳相添へ御納戸に新御算用場より可指上事とあり。又同月令澤町定書にも、御城爲御用上方より被召上御召物之事、會所衆之判之切手次第、町下代并町肝煎として相調可指上候。然ば新算用場より前廉銀子二貫目宛町下代并肝煎請取置、御召物之代銀當座に可相渡といふ事見たり。おもふに新算用場とは寛永十四年頃他所へ轉じ建てられし故に、新算用場とは呼びたるならんか。菅家見聞集に、寛文十二年算用場を西町權現堂の下へ移さる。萬治年中までは、算用場・公事場一所に奥村壹岐之屋敷前に有之處、小松侍引越之砌、公事場は越後丸之下岡嶋備中隣へ被移、算用場は金谷御門外堂形屋敷へ被移、最前之跡屋敷は成田彌五兵衛之居屋敷に渡る。然るに彌五兵衛は又彦三町へ移轉し、其跡米藏と成、金谷門外の算用場を今又西町へ被移とあり。三州志來因概覽附録にも、萬治二年迄は

今の新堂形の地に算用場ありしを、萬治二年小松引越の諸士金澤へ移搬に因つて、金谷門外堂形の地へ轉す。其の地は今堂形厩ある所是なり。然るを寛文十二年に至り、西町口門外なる今の算用場の地へ再轉すと載せたり。昌披問答にも、萬治年中迄は算用場・公事場兩役所共、奥村壹岐居屋敷前に有り。小松より諸士引移之時、公事場は岡嶋備中が隣今の所へ移し、算用場は金谷門の外なる堂形の地へ移さる。然るを寛文十二年に至つて西町權現堂の下へ移さる。是今の地なり。公事場・算用場の舊地は、今云ふ新堂形の地なりといへり。

○堀與左衛門舊第

算用場の近邊篠原織部の邸地なりしかど、廢藩の際篠原氏此の地を退去し、今は町家數戸と成りたり。三州志來因概覽附録に云ふ。今井屋敷は其の初は篠原織部の第也。寛文三年に女房を作らせられ、今井を是に居らしむ。此の時篠原織部へ易地として堀與左衛門の第を賜ふ。今の篠原第即ち是なり。與左衛門は越後春日山の城主堀久太郎秀治の孫にて、寛永十年微妙公四千石に抱えられ、人持組と成り、